

平成20年第10回教育委員会記録

平成20年6月25日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年6月25日(金)午後2時00分～午後2時48分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 教 育 改 革 森 仁 司 庶 務 課 長 中 村 一 郎
担 当 部 長

教 育 人 事 種 村 明 頼 教 育 委 員 会 統 括 事
企 画 課 長 指 導 主 事 筒 井 鉄 也

学 校 適 正 配 置 德 嵩 淳 一 学 務 課 長 加 藤 貴 幸
担 当 課 長

社 会 教 育 森 田 師 郎 郷 土 博 物 館 長 村 上 茂
ス ポー ツ 課 長

済 美 教 育 小 澄 龍 太 郎 済 美 教 育 一 坂 田 篤
セ ン 夕 一 長 所 所 長

中央図書館長 和田 義 広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 西山 和佳

傍聴者数 5名

会議に付した事件

(議案)

議案第53号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第54号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第55号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

議案第56号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

則

議案第57号 杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

議案第58号 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第59号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第60号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第61号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を

改正する規則

(報告事項)

- (1) 大宮前体育館移転改築の進め方について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について	4
----------------	---

議案審議

議案第53号	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第54号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
議案第55号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
議案第56号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第57号	杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第58号	杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第59号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第60号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第61号	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	7

報告事項

(1) 大宮前体育館移転改築の進め方について	7
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	9

委員長 では、定刻を過ぎましたので、ただいまから平成20年第10回教育委員会定例会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が9件、報告が2件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

学校教育職員の育児短時間勤務制度の実施に伴う所要の規定整備ということで、日程第1、議案第53号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第54号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第55号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第56号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第57号「杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第58号「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第59号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第60号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第61号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程いたしまして、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程になりました9議案につきまして、ご説明を申し上げます。

9議案につきましては、いずれも育児短時間勤務制度の実施に当たりまして、所要の規定を整備する必要があることから、改正を行うものでございます。この育児短時間勤務制度につきましては、平成19年5月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い創設され、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とし、仕事と育児の両立を可能とするよう、短時間の勤務形態により職務に従事できるものです。そのため、本年第1回区議会定例会におきましても必要な条例改正がされ、幼稚園教育職員につきましては必要な規則改正を行い、本年4月1日から施行されております。区が独自に採用しております区費の学校教育職員につきましては、都費教員等と同様に7月1日から実施となるため、今般、必要な改正をお願いするものでございます。

それでは、順にご説明申し上げます。

初めに、議案第53号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」でございますが、新旧対照表をご覧ください。育児短時間勤務を承認す

る権限を、第2条第1項第2号におきましては都費教員について、同条第2項第5号におきましては区費教員について、それぞれ教育委員会から教育長へ委任するものでございます。

次に、議案第54号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。これも大変恐縮でございますが、新旧対照表をご覧ください。まず1ページでございますが、第5条第3項では、育児短時間勤務職員等に宿日直を命じることができる場合として、育児短時間勤務職員等以外に勤務を命じることができない場合とすること。2ページでございますが、第6条第3項では、育児短時間勤務職員等に超過勤務を命じることができる場合として、公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとすることを規定してございます。第12条第2項及び第3項では、1週間ごとの勤務日の日数または勤務日ごとの勤務時間数が同一でない育児短時間勤務職員等の年次有給休暇は、1時間単位で与えることとし、その取得した時間の日への換算については、3ページの第12条の2で年次有給休暇の付与日数について、新旧対照表の5ページでございますが、第14条の2では、年次有給休暇の特例として、育児短時間勤務職員等の勤務日数及び勤務時間数が変更する場合、変更の日以降の年次有給休暇の日数の調整について、また9ページでございますが、第15条では翌年度への繰り越しについて規定するなど、育児短時間勤務職員等の年次有給休暇に関する規定をここでは整備してございます。また、10ページ以後でございますが、その他の休暇のうち、1時間単位で取得できる出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、組合休暇について、1時間単位で取得した時間の日への換算について規定してございます。11ページの第32条では、育児短時間勤務職員等の夏季休暇の日数について規定をしてございます。なお、今般の改正のため、再任用短時間勤務職員に関するそれぞれの規定の仕方を育児短時間勤務職員等と合わせる形で整理したほか、必要な文言の整理を行っております。

次に、議案第55号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございますが、これも新旧対照表でご説明を申し上げます。1ページの第4条におきまして、育児短時間勤務職員等の給料月額は勤務時間数に応じて算出されますが、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。第14条2項におきまして、週休日の振り替えに関わる超過勤務手当の取り扱いについて規定をしてございます。2ページをご覧ください。第18条第1項におきまして、給与の減額や超過勤務手当等の支給に必要な勤務1時間当たりの給与額を算出するための手当に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとしてございます。

次に、議案第56号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。新旧対照表のほうをお願いいたします。特別支援学校等に勤務する職員に支給する給料の調整額について、育児短時間勤務職員等は、これも勤務時間数に応じ

て算出し、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとしてございます。

次に、議案第57号「杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」でありますが、こちらのほうも新旧対照表でご説明をいたします。公立学校の義務教育諸学校等の教育職員につきましては、職務と勤務態様の特殊性から、ご承知のとおり、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給せず、給料の月額額の4%が教職調整額として支給されておりますが、この育児短時間勤務職員等に支給する教職調整額に、これも1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとしてございます。

次に、議案58号でありますが、「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。新旧対照表のほうですが、育児短時間勤務職員等の管理職手当の額は勤務時間数に応じて算出し、これも1円未満の端数が出るときには、その端数を切り捨てることとしてございます。

次に議案第59号ですが、「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」です。新旧対照表の2ページをご覧ください。第5条第2項第5号では、育児短時間勤務職員等の期末手当の支給割合を決定するための在職期間の算定に当たって、育児短時間勤務をすることにより勤務が短縮した期間の100分の50を除算することとしてございます。また、同条3項では、除算期間は日を単位として計算することとし、育児短時間勤務職員等については、先ほどの第2項第5号による除算を除き、勤務しない時間を8時間をもって1日と換算して計算することとしてございます。新旧対照表の3ページのほうでありますが、第10条第2項及び第12条第2項では、育児短時間勤務職員等の期末手当を算出するための基礎となる給料月額等は、常時勤務している場合の給料の月額とすることとしてございます。

次に議案第60号でありますが、「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらも新旧対照表の2ページをご覧ください。第5条第2項第9号では、育児短時間勤務職員等の勤勉手当の支給割合を決定するための勤務期間の算定に当たって、育児短時間勤務をすることにより勤務が短縮した期間をそのまま除算する。先ほどの期末手当と違うところなんです、勤務が短縮した期間をそのまま除算するということとしてございます。同条第3項では、期末手当と同様に、除算期間の取り扱いを定めてございます。また、3ページをご覧ください。同条第6項では、介護休暇により勤務しない期間については、休日等を除いた実取得期間が30日までは除算しないこととしておりますが、育児短時間勤務職員等のその日数の算定に当たっては、常時勤務する者と同様の扱いとなるよう、実取得時間数を常時勤務した場合に相当する時間数に戻した上で、8時間をもって1日に換算することとしてございます。4ページの第6条第2項に規定する育児短時間勤務職員等の私事欠勤等につきましても、常時勤務する

者と同等の取り扱いとなるよう規定をしてございます。また、第10条第2項及び第12条第2項は、期末手当と同様に、給料月額の意味を定めてございます。その他に、勤務期間の除算として、これまで別に定めることとしていた時間単位の無給職免を規則化したほか、必要な文言の整理などを行ってございます。

最後に、議案第61号でございますが、「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。新旧対照表のほうでございますが、育児短時間勤務職員等の義務教育等教員特別手当の額は勤務時間数に応じて算出し、これも1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てるということを規定してございます。

以上、議案第53号から61号でございますが、施行日はいずれの議案も平成20年7月1日でございます。大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいま一括上程いたしました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてから、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

規定の整備ということで、趣旨は明快なので、特にございませんでしょうか。

では、特にご質問等、ご意見もございませんようですので、お諮りしましてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声)

委員長 では、一括上程して審議いたしました議案第53号から議案第61号までは原案どおり可決して、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がございませんようですので、議案第53号から議案第61号までは原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第10、報告事項の聴取に入ります。

2点ございますが、いずれも社会教育スポーツ課長関係で、1つは「大宮前体育館移転改築の進め方について」、もう一点は「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」でございます。

では、2件のご説明よろしくお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから、最初に、大宮前体育館に関連するご報告をさせていただきます。大宮前体育館につきましては、「杉並区荻窪小学校跡地の活用計画」に基づき、移転改築をすることといたしまして、この間、住民懇談会において、施設のあり方等の検討を行ってまいりました。この度、懇談会からの報告を踏まえまして、資料記載のとおり改築基本構想を決定

するとともに、設計業者選定等の準備を進めることといたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、お手元の資料、参考資料の最後のページをご覧になっていただけますでしょうか。懇談会報告書の最後のページです。上の図は荻窪小学校があるところ、杉並区内の位置を示しているものでございますが、下の図は、少し拡大させていただきまして、対象用地の概要を示しているものでございます。ご覧のように変形のひし形をしているものでございまして、面積が6,200平米弱。なお、高さ制限等が10メートルというのがございまして、こういった制約のもとに移転改築を行っていくものでございます。

恐れ入りますが、先ほどの資料の次のページ、「別紙」をご覧になっていただけますでしょうか。「大宮前体育館移転改築基本構想」でございます。

まず、この1ページ目には、基本的な考え方として5点述べさせていただいております。地域のスポーツの拠点、誰もが気軽に健康・体力づくりに取り組める施設、世代を超えて地域のコミュニティの核となる施設、エコ化による環境共生型の施設、地域の防災面に配慮した施設というような形で基本的な考え方を述べさせていただいております。

3ページ目をご覧になっていただけますでしょうか。ここには、求められる機能として4点ほど載せてございます。先ほどの基本的な考え方を踏まえた施設機能を述べているものでございます。多様なスポーツ活動が行え、さらには見ることも楽しめるようなもの、健康・体力づくりに効果的に取り組める、あるいはオープンスペースなどを活用した、非常に集まりやすいようなというようなものを述べているものでございます。

これを実現するために、4ページ、5ページで、どのような施設内容が基本的に期待できるかということで載せてございます。その他まで入れて14点ございますけれども、当然、1番目には体育室ということで載せてございます。従来のスポーツ種目に加えて、フットサルなど新しい種目も対応できるようなもの、あるいは、今回の跡地利用計画にもございましたけれども、健康づくりということで、既存の形にとらわれない温水プール、水泳だけでなく、子どものプールや高齢者が無理なく運動のできる、負荷の少ない水中ウォーキングなどを実施できるような、そのようなものを載せているものでございます。さらに武道場、健康トレーニング室、オープンスペース等々、キッズルームなども基本的な施設内容として必要なのではないかというふうに述べているものでございます。

6ページでございますが、これは今まであまり例を見ないような書き方なんですけれども、冒頭で申し上げました環境への配慮ということで、「地球環境や自然との共生」という項目をあえて1つ起こしたものでございます。徹底したエコ化を図り、省エネ・省ランニングコスト等を図

るもので、1番から6番まで記載しております。可能な限り徹底したエコ化を進めていくんだという一つの意思の現れでございます。

次のページ、建設までのスケジュールでございますが、業者選定を11月頃行い、24年6月には竣工していききたいというふうに予定しているものでございます。

その他、これは運営の管理でございますけれども、民間事業者等のノウハウを幅広く活用することで、区民の多様なニーズに対応し、より効果的なサービスの提供を行うことが期待でき、あるいは、コストの削減を図ることが可能だということで、指定管理者制度の導入を図っていききたいというものでございます。

恐れ入りますが、改めて最初の資料に戻っていただきたいんですけども、この施設そのものは学校の跡地を初めて活用するものでございます。懇談会の意見も踏まえて、地域体育館の新しい姿を求めていくというもので、その底に流れているのは、地域スポーツの拠点、あるいは、気軽に健康・体力づくりに取り組み、地域の交流の場としたいということと同時に、徹底したエコ化による環境共生型の施設という、少し欲張りではありますけれども、20年、30年先を見据えた、そういった施設にしていきたいというものでございます。

裏面をご覧になっていただきたいんですが、それでは、どのように業者の選定をしていくかというものを記載しております。設計業者の選定方法でございますが、本施設の設計に対する意欲・熱意を持ち、優れた技術を有する設計業者を確実に選考していくために、資質評価型プロポーザルにより選定を行ってまいりたいと存じます。選定委員会の設置でございますが、学識経験者2名、住民懇談会の会長、それから区の管理職2名で構成してまいりたいと存じます。当面のスケジュールでございますが、7月中旬に設計業者募集の実施要領を公表いたします。8月の下旬には第一次審査、これは資質表明書というものをお出しいただきまして、その審査をして、結果を発表いたします。10月上旬には、第二次審査としてプロポーザルを行い、10月中旬には第三次審査を行うというスケジュールです。10月に選定し、議会でご了解いただければというふうに思っているところでございます。

以上が、大宮前体育館移転改築に伴う今後の進め方でございます。

次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてでございます。これは従来どおりのものでございますが、今回は新規が合計で9件ございます。

恐れ入りますが、次のページをご覧になってください。社会教育スポーツ課関係が6本ございます。1つは映画の上映でございまして、「映画『シッコ』上映会」、これはアメリカ映画でございまして、これを行うものでございます。実行委員会形式で行うものでございます。それから、「舞の会」が行います「日本舞踊子ども教室」というものでございます。次に3点目、「あおぞ

らキャンパス隊」が行う「あそび・体験・おうえんし隊」、八丈島に行くものでございます。4点目、「杉並子ども未来委員会」が行う「子どもの阿波踊り教室」というものでございます。5点目は、「財団法人東京都軟式野球連盟」の「日本スポーツマスターズ東京都大会」というものでございます。6点目、「NPO法人小笠原流小笠原教場」ということで、「伝統文化子ども教室『子供礼法教室』」というものを開くものでございます。

それから、4ページにまいりまして、これは社会教育センター承認のものでございます。1つは「知ろう！小児医療、守ろう！子ども達」という団体が行います「子どもの病気を知る講座」というものでございます。2点目、「杉並第九小学校PTA」が行うものでございますが、「地域公開講座」というもので、これは食育等について取り組むものでございます。

次に、5ページでございますが、これは学務課承認分でございます。「毎日新聞編集局社会部」が行うものでございまして、「毎日新聞杉並・高千穂移動支局、高千穂環境会議 - 『環境と食』を考える - 」というものでございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 わかりました。

では、最初に「大宮前体育館移転改築の進め方について」ということで、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

宮坂委員 これは、予算的にはどれぐらいを考えていますか。

社会教育スポーツ課長 設計が出てこないとなかなか難しいんですけども、恐らく20億は超えるだろうなというような営繕課のほうの試算もございます。

委員長 どうぞ、ほかにございましたら。ございませんか。

私のほうからもちょっとお聞きしたいんですけど、これを役所のほうで今後進めるに当たって、どういうふうな方向性で行くのか。いろんな整備手法の問題、例えば、財源であるとか、関わっている役所であるとか、そういうようなことを考えていくと、これは中身を見てると、エコを重点にやりたいというようなことも先ほどのご説明にあって、都市公園でやるというのは一つあるんですけど、その辺はどういうふうに検討されたんですか。

社会教育スポーツ課長 都市公園ですか。

委員長 はい。

社会教育スポーツ課長 そこまではちょっと検討はしておりませんが、都市公園という考えを持てるかどうかということですか、この場所自体を。

委員長 だから、よく言われるように、杉並の公園の面積というのはべらぼうに少ないわけでしょう。それをアップするために、1人5平米に持っていくというのが当面の目標なんですけど、

僕は、みどりの基本計画という将来的な公園の配置をどういふにするのかという検討のときには、将来的に学校がどういふな学校になっていくのか、そういったものも含めながら現実性というものを入れるので、期待をしてカウントしているんですよ。こういう跡地を公園にしよう。例えば、体育館というのは、建ぺい率の範囲、公園の範囲の中で可能だし、それから、私もちょっと悪い考え方を使ったことも全国的にはありますけど、あんまり体育館が大き過ぎちゃって、都市公園法の建ぺい率をオーバーしていると。そういうときには、そこを除外して公園にする。国交省は嫌がりますけど。だけど、そういうようなこともやった記憶があるんですね。

だから、多面的にそれを検討してみて、施策の実行性というのをどういふにやるのかということを考え、その上でどういふな考え方、ある財源を使いながらどういふにやっていくということですね。だから、やっぱり政策決定のときに考えざるを得ないといういふに思うんですね。今後とも出てくるし、そういうことで、余計、どういふにやっているのかなといういふに疑問視しているんです。

社会教育スポーツ課長 基本的に住民の方々からのご意見といたしまして、オープンスペースをとっていただきたいというご意見も一方でいただいております。ただ、その中で建ぺい率と、それから駐車場の問題もございまして、この施設ですと、普通に控えめに見ても、20台弱ぐらいは基本的にはスペースを取るよといういふなご指示も条例のほうでございまして。そういうことを見ていきますと、今、委員長ご指摘のよな、公園といういふな名付けができるくらいまでのスペースがとれるかといういふのは、これから設計上の問題になってくるとは思うんですけども、ご指摘としてはすごくわかるんですけど、もう少し検討していかないと難しいのかなという気がしております。

委員長 菊池副区長のご意見は聞いたんですか。

社会教育スポーツ課長 はい。当然このお話はさせていただきます。

委員長 また聞いてみますけどもね。理由まで、みんな聞いてみますけど。以前から文科省系の施設といういふのは、施設はいいんだけど、周りの環境整備といういふのを何もやらないじゃないかと、もう何十年も前から大問題なんですよ。だから、いろいろ高井戸の方面にしる、あまり森に包まれたという感じがしないわけよね。やはり半分ぐらいは緑でとるといふのがあればいいんだけど、ただ、施設を入れていくというか、配置していくといういふのは、いかがなものかと、そういう疑問視もあるんです。

社会教育スポーツ課長 当然、この前の住民説明会的时候でも、グリーンベルトといういふなお話が出ておりますし、周辺の緑の囲い込みといういふのはそこで必要になるかなと。ただ、どの程度の高さまで持っていけるかなとかはあろうかと思うんですけど。

委員長 区とすれば、1人当たり何平米という、そういう目標値があるなら、杉並の場合はそれに一歩でも近づくような努力というのを何らかやっついていかないと、小さな努力を積んでいかないとできないからね。

事務局次長 学校跡地の活用につきましては、庁内に検討委員会が置かれておまして、そのもとで、この荻窪小学校の跡地活用計画についても、基本的な方向は定められたという経過があります。その中で、学校の跡地ということから、やはり青少年の健全な育成のために資する施設というものを一つは考えていきたいと思います。それから、同時にまちづくり、環境も含めたまちづくりの向上に資する、そういった観点を大事にしていこうというような議論がなされたのですが、今、委員長がご指摘のような、公園の面積を少しでも増やす、そういう契機にしていくというようなことでは、具体的に突っ込んだ検討は今回しておりません。

公園とした場合、今お話にありましたように、そこに建てられる面積というのは、かなり規制がされるということもあったかと思いますが、今後につきましては、十分そういった今回のご意見なども踏まえて検討がされるように、私もメンバーの一人ですので、副区長にも伝えて、今後の検討に生かしていきたいと思えます。

委員長 よろしくお願ひします。

ほかの点で、よろしいですか。プロポーザル方式で選定するというんだけど、資質評価型プロポーザルというのは、これは具体的にどういうことですか。

社会教育スポーツ課長 まだ公表しておりませんので、なかなかつまびらかにはちょっと言いにくい部分もあるんですけども、基本的には、今までの実績ですとかそういった内容について、自己申告書みたいなものを出していただきます。それをまずふるいにかけてさせていただきます。その次に、何件か絞り込んだ後に、また新たに施設についての考え方を出していただいて、そこで本来的なプロポーザルをかけていくと。その場合の門戸の広げ方として、一定程度の制約は設けますけれども、いろいろな方からご提案をいただけるように、門戸の開放だけはやっておこうじゃないかということで、最初は、いわゆる実績と、それから考え方等々についてご意見を述べていただくような、そういう資質評価というところで考えているものでございます。

委員長 いろいろステップを踏んで審査していく上で、最初の段階で、そういった内容のものを審査の対象とするというようなことでしょうか。

社会教育スポーツ課長 例えば、一定程度の施設を造ったことがあって、その中で、より積極的なアイデアを持っているとかいうような、そういうような人たちからまずアイデアをいただくと。その次に、今度は本当に施設について、どういう思いを持っているのかということのをまた出していただくというような段階を経ていくものでございます。

委員長 それから、あと指定管理者制度、さらっと導入すると書いてあるんだけど、スポーツ振興財団も、もちろんその資格対象になりますよね。

社会教育スポーツ課長 基本的にはなると思いますね。

委員長 なりますよね。

社会教育スポーツ課長 スポーツ振興財団も、これからのあり方というのを、私どもとの関係も含めて、より突っ込んだ議論は必要かなと思っておりますけれども。

委員長 いろいろ全国的に、賛成、あるいはまた疑問視する声とか、それから適・不適というのをもうちょっと検討したほうがいいとか、いろいろ議論されている最中ですし、杉並についても、そのあり方を含めて、選考のあり方とか、あるいは運営であるとか、いろいろやり方がそれぞれの自治体で違っているし、次のステップを考えながら、新たに制度を導入していった欲しいなというふうに思います。

社会教育スポーツ課長 まだ、試行を重ねている段階だと思いますので、より良い方向で検討ができればなと思っていますところでございます。

委員長 よろしいですか。

では、次に移りまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、これについてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんようでしたら、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程はすべて終了しました。

庶務課長、ほかに何かございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、7月9日、水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、以上で予定されました日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。ありがとうございました。